

独立した第三者保証報告書

2026年5月27日

株式会社セレス
常務取締役 兼 管理本部長
小林 保裕 殿

日本検査キューエイ株式会社
東京都中央区入船二丁目1番1号
代表取締役社長 児島 明彦



当社は、株式会社セレス（以下「会社」という）からの依頼に基づき、会社が作成した「2025年GHG排出量」に記載されているGHG排出量（Scope1、Scope2及びScope3（Category1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 12並びに15））」について、第三者保証業務を実施した。

算定期間：2025年1月1日～2025年12月31日まで

算定範囲：株式会社セレス、株式会社マーキュリー、株式会社ディアナ、株式会社バックス、studio15株式会社、株式会社サルス、株式会社アポロ・キャピタル、株式会社ラボル、ディネット株式会社、株式会社イシス、株式会社ゆめみ

GHG排出量：

Scope1	7t-CO ₂ eq
Scope2	118t-CO ₂ eq（ロケーション基準）
Scope2	31t-CO ₂ eq（マーケット基準）
Scope3 合計	18,993t-CO ₂ eq
Scope3 Category 1	16,122t-CO ₂ eq
Scope3 Category 2	914t-CO ₂ eq
Scope3 Category 3	21t-CO ₂ eq
Scope3 Category 4	742t-CO ₂ eq
Scope3 Category 5	91t-CO ₂ eq
Scope3 Category 6	72t-CO ₂ eq
Scope3 Category 7	131t-CO ₂ eq
Scope3 Category 8	26t-CO ₂ eq
Scope3 Category 9	1t-CO ₂ eq
Scope3 Category12	97t-CO ₂ eq
Scope3 Category15	776t-CO ₂ eq
Scope1+Scope2+Scope3	19,117t-CO ₂ eq（ロケーション基準）
	19,031t-CO ₂ eq（マーケット基準）

オフセット（Jクレジット再エネ熱）	8t-CO ₂ eq
オフセット（Jクレジット再エネ電力）	33t-CO ₂ eq

1. 会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の規準と手続き（以下「会社の定める規準」という）に準拠してGHG排出量情報を作成する責任を負う。国際保証業務基準（ISAE）第3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（以下「ISAE 3000」という）に示されているように、会社のGHG排出量の算定には、完全なる排除が難しい不確実性を伴う。

2. 当社の独立性と品質管理

当社は、ISO/IEC 17029:2019「適合性評価—妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項」に従い、品質管理を確保するためのマネジメントシステムを確立している。本保証業務の実施にあたっては、ISO/IEC 17029:2019が求める独立性をはじめとする基本原則を遵守した。

3. 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続き及び入手した証拠に基づいて、対象情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、ISAE 3000及びISO 14064-3:2019「温室効果ガス-第3部：温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」に準拠して、限定的保証業務を行った。

当社の保証業務は、株式会社セレス本社における、従業員へのインタビュー、業務に関わるプロセスの観察、会社の定めた規準の評価、保証対象に係る情報の分析・検討、保証の基礎となる記録と元データとの照合及び確認などによって実施した。

保証業務に携わったチームは、必要な知識、経験、資格などにより選任した専門家や実務者から構成されており、サステナビリティ情報主任審査員を含んでいる。

ISAE 3000で定義されているように、限定的保証業務で実施する手続き、実施時期及び範囲は、合理的保証業務で必要とされるものと比べて限られている。よって、限定的保証業務は有意であると判断する保証の水準を得るものであるものの、合理的保証業務ほど高い水準の保証を与えるものではない。

4. 結論

当社が実施した手続き及び入手した証拠に基づき、会社が作成した「2025年GHG排出量」に記載されているGHG排出量について、すべての重要な点で、会社の定める規準に準拠して作成されていないと当社に信じさせる事項は認められなかった。

以上